

○大崎市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成20年7月1日

告示第159号

改正 平成24年12月27日告示第255号

平成26年9月30日告示第216号

令和5年3月31日告示第58号

令和8年3月4日告示第28号

(趣旨)

第1条 この要綱は、民法で定める成年後見制度について、判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「対象者」という。）の福祉の増進を図るため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、市長が家庭裁判所に対して行う後見、保佐又は補助開始の審判の請求の申立て（以下「審判の申立て」という。）及び報酬費用の助成について、必要な事項を定めるものとする。

(令5告示58・令8告示28・一部改正)

(審判の要請)

第2条 対象者の日常生活のために有益な援助をしている者は、対象者について、市長に審判の申立ての手続をとるよう要請することができる。

(審判の申立ての調査)

第3条 市長は、審判の申立てを行う前に、対象者について次の各号に掲げる事項を調査するものとする。

- (1) 住所
- (2) 事理を弁識する能力
- (3) 後見登記又は任意後見契約の有無

- (4) 生活及び健康状況並びに財産状況
- (5) 審判申立てに関する意思確認の有無
- (6) 配偶者及び二親等内の親族の存否
- (7) 前号に規定する者（三親等又は四親等の親族で存在が明らかな場合は、それらの親族も含む。以下「親族等」という。）がある場合にあっては、親族等による審判申立てを行う意思の有無及び対象者保護の可能性
- (8) 各種施策やサービスの活用による効果

2 前項第4号に係る調査にあたっては、生活状況等調査・財産状況票（様式第1号）により対象者の生活状況、健康状況及び財産状況を確認するものとする。

3 第1項第6号に係る調査にあたっては、住民票の写し・住民票の除票の写し、戸籍の附票の写し・戸籍の附票の除票の写し、戸籍証明書等の公用請求書（様式第2号）により取得した対象者の戸籍謄本等によって存否を確認するものとする。

4 第1項第7号に係る調査にあたっては、親族等に対し、親族の状況の確認について（お知らせ）（様式第3号）により通知し、親族等自らが審判の申立てを行う意思の有無及び対象者保護の可能性を確認するものとする。この場合において、親族等に自ら審判の申立てを行う意思がないときは、市長が審判の申立てを行うことについて、後見等開始の審判申立同意書（様式第4号）により同意を求めるものとし、親族等が自ら対象者保護を行う意志があるときは、親族等が対象者保護を行うことについて、対象者保護の可能性の確認について（様式第5号）により同意を求めるものとする。

（令5告示58・令8告示28・一部改正）

（審判の申立て）

第4条 市長は、前条の結果を総合的に勘案して、特に必要であると認めるときは、審判の申立てを行うことができる。

(令8告示28・一部改正)

(申立ての手續)

第5条 審判の申立てに必要な書類を請求するときは、「登記されていないことの証明書」の交付申請について(依頼)(様式第6号)及び成年後見制度市長申立のための資産証明書の交付について(依頼)(様式第7号)によるものとする。

2 前項に定めるもののほか、審判の申立てに係る手續に関し必要な必要な事項については、家庭裁判所の定めるところによる。

(令8告示28・全改)

(費用負担)

第6条 市長は、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条第1項の規定により、市長が行った審判の申立てに要した費用を負担するものとする。

2 前項により市長が負担する費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 収入印紙代
- (2) 郵便切手代
- (3) 鑑定料(補助の場合を除く)
- (4) 診断書料

(平24告示255・令8告示28・一部改正)

(審判の申立てに要した費用の求償)

第7条 市長は、対象者の財産状況を勘案し、審判の申立てに要した費用の全部又は一部を当該対象者に負担させることが相当と判断したときは、当該審判の申立てと同時に、家事事件手続法第28条第2項の規定により、手続費用の負担を命ずる審判を併せて申し立てるものとする。この

場合において、家庭裁判所より命じられたときは、後見（保佐・補助）開始の審判請求に要した費用の請求について（通知）（様式第8号）により対象者の財産から当該費用の返還を求めることができる。

（平24告示255・令5告示58・令8告示28・一部改正）

（報酬費用の助成）

第8条 市長は、成年後見人、保佐人、補助人又は監督人（以下「成年後見人等」という。）からの申立てにより、家庭裁判所が決定した当該成年後見人等への報酬について、対象者が次の各号に該当する場合は、当該報酬費用を助成することができる。

（1） 報酬付与申立時に家庭裁判所に提出した財産目録の預貯金等の合計額が50万円以下である場合

（2） 本人が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がない場合

（平26告示216・令8告示28・一部改正）

（報酬の助成申請）

第9条 報酬費用の助成を受けようとする者は、大崎市成年後見制度利用支援事業助成金（成年後見人等報酬）支給申請書（様式第9号）に家庭裁判所が発行する報酬付与の裁判の決定通知書の写し、第3条の規定により調査を受けた者以外の者にあつては財産状況調査票、その他必要な書類を添付し、市長に申請するものとする。この場合において、請求期間は家庭裁判所が発行する報酬付与の裁判の決定通知書にある決定日から6か月以内とする。

（令5告示58・令8告示28・一部改正）

（報酬の助成の決定）

第10条 市長は、前条の申請があつたときは、申請書の内容及び申請者の財産状況を審査し、必要に応じて調査を行った上で助成の可否を決定

し、大崎市成年後見制度利用支援事業助成決定（却下）通知書（様式第 10 号）により通知するものとする。

- 2 前項の規定により助成を決定した場合は、成年後見人等の口座に振り込むものとする。

（令 5 告示 58・令 8 告示 28・一部改正）

（助成の上限額）

第 11 条 報酬費用の助成の上限額は、家事事件手続法別表第 1 の 13 の項に規定する報酬付与の審判により家庭裁判所が決定した報酬額の範囲内とし、対象者が在宅者である場合は月額 28,000 円、施設入所者である場合は月額 18,000 円とする。ただし、助成額を算出する場合において 1 か月に満たない日数があるときは、日割計算により算出するものとする。

- 2 前項の場合において、100 円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。

（平 24 告示 255・令 8 告示 28・一部改正）

（助成の中止及び返還）

第 12 条 報酬費用の助成を受けている者が、成年後見人等へ報酬を支払える状態になった時は、速やかに、資産状況等変更報告書（様式第 11 号）により市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告を受けたときは、報告を受けた月から助成を中止し、成年後見人等の報酬助成中止通知書（様式第 12 号）により助成を受けている者に通知するものとする。
- 3 市長は、すでに支払った助成金のうち、助成を必要としなくなった月の助成金の返還を求めることができる。

（令 5 告示 58・令 8 告示 28・一部改正）

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，別に定めるものとする。

附 則

この告示は，平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 27 日告示第 255 号）

この告示は，平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 9 月 30 日告示第 216 号）

この告示は，平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日告示第 58 号）

この告示は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 4 日告示第 28 号）

この告示は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

生活状況等調査・財産状況票

作成日： 年 月 日

作成 所属先 担当者名

相談 所属先 担当者名

ふりがな 本人氏名		性 別	生 年 月 日	年 齢	
		男・女		歳	
本人現況	在宅：同居者(有・無) / 入院中() / 入所中()				
主 訴					
課 題					
意 向	本人 家族等				
住 所			電 話		
介護認定 関連事項	非該当・要支援()・要介護()		有効期限 ~	前回介護度()	
	かかりつけ医意見書等より	(1) 自立度 日常生活自立度() 認知症高齢者自立度() (2) 認知症中核症状 短期記憶 ☐ 問題なし ☐ 問題あり 意思決定 ☐ 自立 ☐ いくらか困難 ☐ 見守り ☐ 判断できない 意思伝達 ☐ 可能 ☐ いくらか困難 ☐ 具体的要求に答えられる ☐ 伝えられない (3) 認知症周辺症状 ☐ 無 ☐ 有() (4) その他の精神・神経症状 ☐ 無 ☐ 有()			
		利用サービス			
		担当ケアマネ			
障害等認定	身障(種 級) / 療育(A・B) / 精神() / 難病() 状態：				
医療保険	国保 ・ 社保 ・ 生保 ・ 後期高齢者医療 ・ その他()				
住居環境	自宅・借家 / 一戸建て・集合住宅 / 自室(有・無)()階 / 住宅改修(有・無)				
経済状況	生活保護(有・無) 中国残留邦人(有・無) 保険(有・無) 不動産(有・無) 貯金(有・無) [円程度] 金融資産(有・無) 負債(有・無) 定期的な収入(有・無) []				

	年 月 日	病名	医療機関・医師名		治療内容 等
病歴など ※新しい ものから 順番に記 入					
緊急連絡 先	氏 名		続 柄		
	住 所				

親 族 状 況 [家 計 図]	※親, 祖父母, 子, 孫, 兄弟姉妹, 甥, 姪, おじ, おば, 配偶者, 配偶者の親・子・兄弟等わかる範囲で記載。	
	本人・親族の職業（過去含む）分かる範囲で記載。	
	これまでの交流状況(審判申立ての意思確認の有無状況も含めて記載する。)	
生 活 の 支 障 (認知症状) ※具体的な状 況を記載して ください。	記 憶	
	見 当 識	
	判 断 力	
	社 会 活 動	
	家 庭 生 活	
	介 護 状 況	
	周辺症状	

支 援 状 況	財産や金銭の 管 理	
	サービスの決 定 等	
	生活全般・そ の 他	
財 産 状 況	定期的な収入 (収入の種類 ごとに書いて ください)	○給与・賞与： 円／月額 ○賃貸収入 ： 円／月額 ○年金 ： 円／月額 ○その他 ： 円
	預 貯 金	
	株 式 有 価 証 券	
	生 命 保 険	
	不 動 産 土 地 ・ 建 物	
	負 債 (借 金)	
	そ の 他 高 額 動 産 相 続 財 産 等	
備 考		

住民票の写し・住民票の除票の写し、戸籍の附票の写し・戸籍の附票の除票の写し、
戸籍証明書等の公用請求書

市区町村長 殿

請求者 機関	請求機関の名称	(公印)			
	請求の任に 当たっている者※	職名			
		氏名			
	連絡先	所在地			
		電話番号			
請求の 種別	☐ 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)		通		
	☐ 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)		通		
	☐ 戸籍一部事項証明書(必要な事項:)		通		
	☐ 改製原戸籍謄本		通		
	☐ 改製原戸籍謄本(必要な事項:)		通		
	☐ 除籍全部事項証明書(除籍謄本)		通		
	☐ 除籍個人事項証明書(除籍抄本)		通		
	☐ 除籍一部事項証明書(必要な事項:)		通		
	戸籍の附票	☐ 全部証明 ☐ 一部証明 戸籍の表示(本籍地・筆頭者の氏名)の記載 (☐ あり ☐ なし) ☐ 現在戸籍の附票 ☐ 改製原戸籍の附票 (その他の記載事項 ()		通	
		戸籍の附票の除票	☐ 戸籍の附票が削除されている場合は除票の写しを請求する		
	住民票	☐ 世帯全員 ☐ 個人 世帯主・続柄の記載 (☐ あり ☐ なし) 日本人 戸籍の表示 (本籍地・筆頭者の氏名)の記載 (☐ あり ☐ なし) 外国人 国籍・地域 (☐ あり ☐ なし) 特別永住者・中長期滞在者等の区分 (☐ あり ☐ なし) その他の記載事項 ()		通	
		住民票の除票			☐ 住民票が削除されている場合は除票の写しを請求する
請求 対象者		フリガナ			
		氏名			
	本籍地				
	筆頭者氏名				
	住所				
	生年月日				
請求事務 (請求目的)	事務の種類	成年後見制度市長申立て			
	根拠となる法令の条項	老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2			
	利用の目的	後見・補佐・補助開始の審判の請求			
備考	対象者()様の調査で二親等内の親族の存否を確認する必要があります。対象者の兄弟等で戸籍、戸籍の附票等がある場合は、あわせて交付願います。				

※ 公印を省略する場合は、公印省略の旨を記載すること。

※ 請求の任に当たっている者が本人であることを明らかにする書類として ☐ 機関の職員たる身分を示す証明書 ☐ その他 の写しを添付しています。

市区町村取扱使用欄	
本人確認	☐ 窓口(職員証・個力・運免・その他:)

様式第3号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

大崎市長

親族の状況の確認について（お知らせ）

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、あなたの にあたられる本市在住の 様（下記）におかれましては、現在、判断能力が不十分な状態と思われ、契約を伴う介護サービス等の利用や財産管理等に支障をきたしている状況となっております。

つきましては、今後についての相談のため、下記担当まで御連絡くださるようお願いいたします。

なお、本人の福祉を図るために、早急に成年後見制度による後見人等の選任（※1 参照）が必要と思われますので、何らかの御事情により、連絡をいただけない場合には、老人福祉法第32条の規定に基づき、家庭裁判所に対して家事審判の申立手続（※2 参照）を進めますので、その旨を御承知おきいただくとともに、別紙「後見等開始の審判申立同意書」等を令和 年 月 日（ ）まで御返送くださるようお願いいたします。

記

- 1 氏 名 _____様
- 2 住 所 _____
- 3 提出書類 _____

※1 成年後見制度（後見人等の選任）について

認知症高齢者の方や知的障害、精神障害をお持ちの方など判断能力が不十分な方は、介護サービス、障害福祉サービス等に係る契約や、各種の法律行為を自分で行うことが困難です。このような方々を援助するための後見人等を選任し、保護・支援するのが成年後見制度です。

※2 市町村長による成年後見の申立について

後見人等を選任するためには、家庭裁判所の審判を受ける必要があります。審判の請求ができるのは、本人、配偶者、二親等内の親族、検察官等に限定され、身寄りがいないなど審判の請求が期待できない場合について市町村長による審判請求ができるとされています。

しかしながら、二親等内の親族がいる場合は、親族の方による請求が基本と考えられるため、連絡をさせていただいたものです。

様式第4号(第3条関係)

後見等開始の審判申立同意書

私は、 に関する老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2の規定により、大崎市長が私の親族である次の者に係る後見等開始の審判の申立てを行うことに同意します。

氏 名 _____

生年月日 _____

住 所 _____

大 崎 市 長 様

令和 年 月 日

同意者氏名 _____

同意者住所 _____

同意者電話 _____

様式第5号（第3条関係）

対象者保護の可能性の確認について

私は、私の親族である次の者に係る、入院や入所時の身元保証人及び死亡後の引き取り等必要な事態が起きた場合、対象者を保護することに同意します。

氏 名 _____

生年月日 _____

住 所 _____

大 崎 市 長 様

年 月 日

同意者氏名 _____

同意者住所 _____

同意者電話 _____

様式第6号（第5条関係）

第 号
年 月 日

東京法務局 御中

宮城県大崎市長

「登記されていないことの証明書」の交付申請について（依頼）

このことについて、市長が家庭裁判所に対して行う成年後見開始の審判の申し立てに必要なことから、老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2の規定に基づく下記の者の登記されていないことの証明書の交付をお願いいたします。

記

後見対象者

氏 名
生年月日
住 所
本 籍

様式第7号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

大崎市長



成年後見制度市長申立のための資産証明書の交付について（依頼）

標記の件について，老人福祉法第32条，知的障害者福祉法第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2の規定に基づいて，後見・保佐・補助開始の審判の請求に必要となりますので，下記の者の資産証明書を交付くださいますようお願いいたします。

記

【対象者】

氏 名

生年月日

住 所

【内容】

例）本人の持ち分割合と共有者名までお願いいたします。

様式第8号(第7条関係)

第 号
年 月 日

被後見(保佐・補助)人 様
(後見(保佐・補助)人 様)

大崎市長



後見(保佐・補助)開始の審判請求に要した費用の請求について(通知)

このことについて、 年 月 日付で、家事事件手続法第28条第2項の規定により審判の費用負担に関する家庭裁判所の審判がありましたので、次のとおり納付くださるようお願いいたします。

1 審判の請求の内容 _____

2 対象者

(1) 氏 名 _____

(2) 住 所 大崎市

(3) 審判の類型 後見開始・保佐開始・補助開始

※保佐・補助の場合 ☐代理権付与 ☐同意権付与

3 請求内容

(1) 請求費用 _____ 円

(内訳)

① 収入印紙代 _____ 円

② 郵便切手代 _____ 円

③ 鑑定料 _____ 円

④ 診断書料 _____ 円

(2) 納付期限 年 月 日

(3) 納付方法 同封の納入通知書により、金融機関で納めてください。

様式第9号(第9条関係)

年 月 日

大崎市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

大崎市成年後見制度利用支援事業助成金（成年後見人等報酬）支給申請書

大崎市成年後見制度利用支援事業の助成金の支給を受けたいので、大崎市成年後見制度利用支援事業実施要綱第9条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、受給資格認定にあたり、本人（被後見人等）の資産の状況、市税等に関する課税の状況、生活保護受給状況等を関係機関において調査・確認することに同意します。

成年被後見人等

ふ り が な 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
住 所	〒		
電 話 番 号			

成年後見人等

ふ り が な 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
住 所	〒		
電 話 番 号			
後 見 等 の 類 型	成年後見人・保佐人・補助人・監督人	職業	
審判による報酬額	円		
審 判 に よ る 決 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		

振込先

金 融 機 関 名		支 店 名	
口 座 種 別	普通 当座	口 座 番 号	
フ リ ガ ナ			
口 座 名 義 人			

- ※ 添付書類 ☐ 報酬付与の審判書の写し
☐ 家庭裁判所に提出した成年被後見人等の財産目録の写し
※ 確 認 ☐ 報酬付与の審判書にある決定日から6か月以内の申請であること

様式第10号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

大崎市長



大崎市成年後見制度利用支援事業助成決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のありました助成金の支給について、次のとおり決定したので大崎市成年後見制度利用支援事業実施要綱第10条の規定により通知します。

1 助成決定

成年被後見人等

ふりがな氏名		生年月日	年 月 日
住所	〒		
電話番号			

成年後見人等

ふりがな氏名		生年月日	年 月 日
住所	〒		
電話番号			
後見等の内容	☐ 成年後見人 ☐ 保佐人 ☐ 補助人 ☐ 監督人		
審判による報酬額	円		
決定期間	年 月 日から 年 月 日まで		

助成額

助成額	円 (月額 円)
-----	----------

2 一部助成又は却下の理由

様式第11号(第12条関係)

年 月 日

大崎市長 様

住所
氏名
成年被後見人等との関係()
電話番号

資産状況等変更報告書

大崎市成年後見制度利用支援事業実施要綱第12条の規定に基づき、次のとおり報告します。

成年被後見人等氏名		
住 所		
後 見 等 の 内 容	☐ 成年後見人 ☐ 保佐人 ☐ 補助人 ☐ 監督人	
状 況 変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後

様式第12号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

大崎市長 

成年後見人等の報酬助成中止通知書

年 月 日付 第 号で決定のあった大崎市成年後見人制度利用支援事業助成金について、大崎市成年後見制度利用支援事業実施要綱第12条の規定により助成の中止を決定しましたので、次のとおり通知します。

被成年後見人等氏名	
住 所	
後見等の内容	☐ 成年後見人 ☐ 保佐人 ☐ 補助人 ☐ 監督人
中止年月日	年 月 日
中止理由	

様式第 1 号（第 3 条関係）

（令 8 告示 2 8 ・ 全改）

様式第 2 号（第 3 条関係）

（令 8 告示 2 8 ・ 全改）

様式第 3 号（第 3 条関係）

（令 8 告示 2 8 ・ 全改）

様式第 4 号（第 3 条関係）

（令 8 告示 2 8 ・ 全改）

様式第 5 号（第 3 条関係）

（令 8 告示 2 8 ・ 全改）

様式第 6 号（第 5 条関係）

（令 8 告示 2 8 ・ 全改）

様式第 7 号（第 5 条関係）

（令 8 告示 2 8 ・ 全改）

様式第 8 号（第 7 条関係）

（令 8 告示 2 8 ・ 追加）

様式第 9 号（第 9 条関係）

（令 8 告示 2 8 ・ 追加）

様式第 1 0 号（第 1 0 条関係）

（令 8 告示 2 8 ・ 追加）

様式第 1 1 号（第 1 2 条関係）

（令 8 告示 2 8 ・ 追加）

様式第 1 2 号（第 1 2 条関係）

（令 8 告示 2 8 ・ 追加）